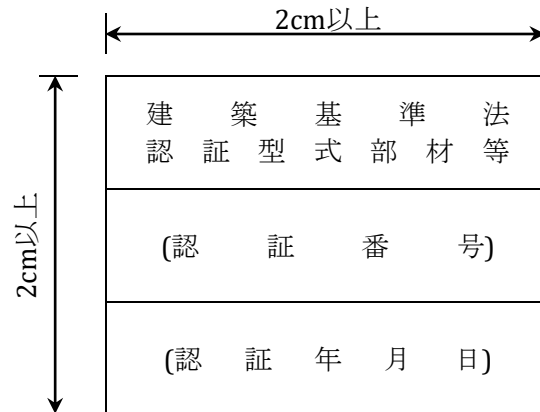


第五十号の十様式(第十条の五の十五関係)



- (注意)① 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
 ② 材料は、容易に損傷しないものであること。
 ③ 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
 ④ 認証番号には、『当該認証を行った者(国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関)を表す略号—型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとする。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	N
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。)	A
防火設備	B
し 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽	C
非常用の照明装置	D
給水タンク又は貯水タンク	E
冷却塔設備	F
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	G
エスカレーター	H
避雷設備	I
乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	J
エスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	K

ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに 類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、 かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要 な部分並びに非常止め装置の部分	L
換気設備	M

- ⑤ 認証の更新を受けた認証(外国)型式部材等製造者が製造をした型式部材等については、認証年月日の欄に更新年月日を記載すること。